

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大

1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

※ 雇用保険の例に同じ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額

※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

※ 大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定

※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10~20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。(※日本年金機構:平成22年1月発足予定)

短時間労働者への厚生年金・国民年金の適用について

1日又は1週間の所定労働時間、1カ月の所定労働日数がそれぞれ当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者のおおむね4分の3以上であるか

4分の3以上である

4分の3未満である

被用者年金制度の被保険者の配偶者であるか

配偶者ではない

配偶者である

年間収入が130万円以上(※)と見込まれるか

130万円以上である

130万円未満である

【厚生年金の被保険者】

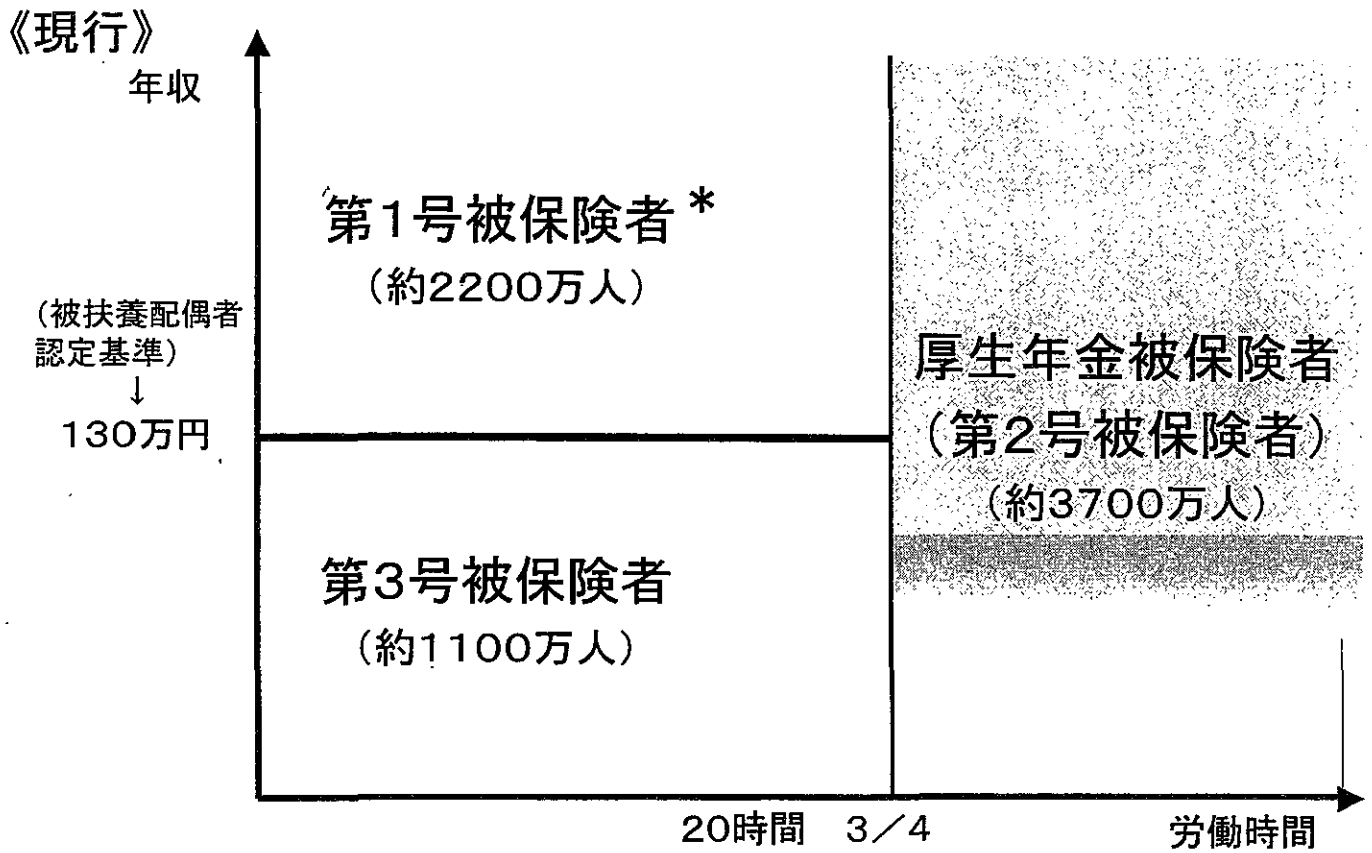
(国民年金の第2号被保険者)

【国民年金の第1号被保険者】

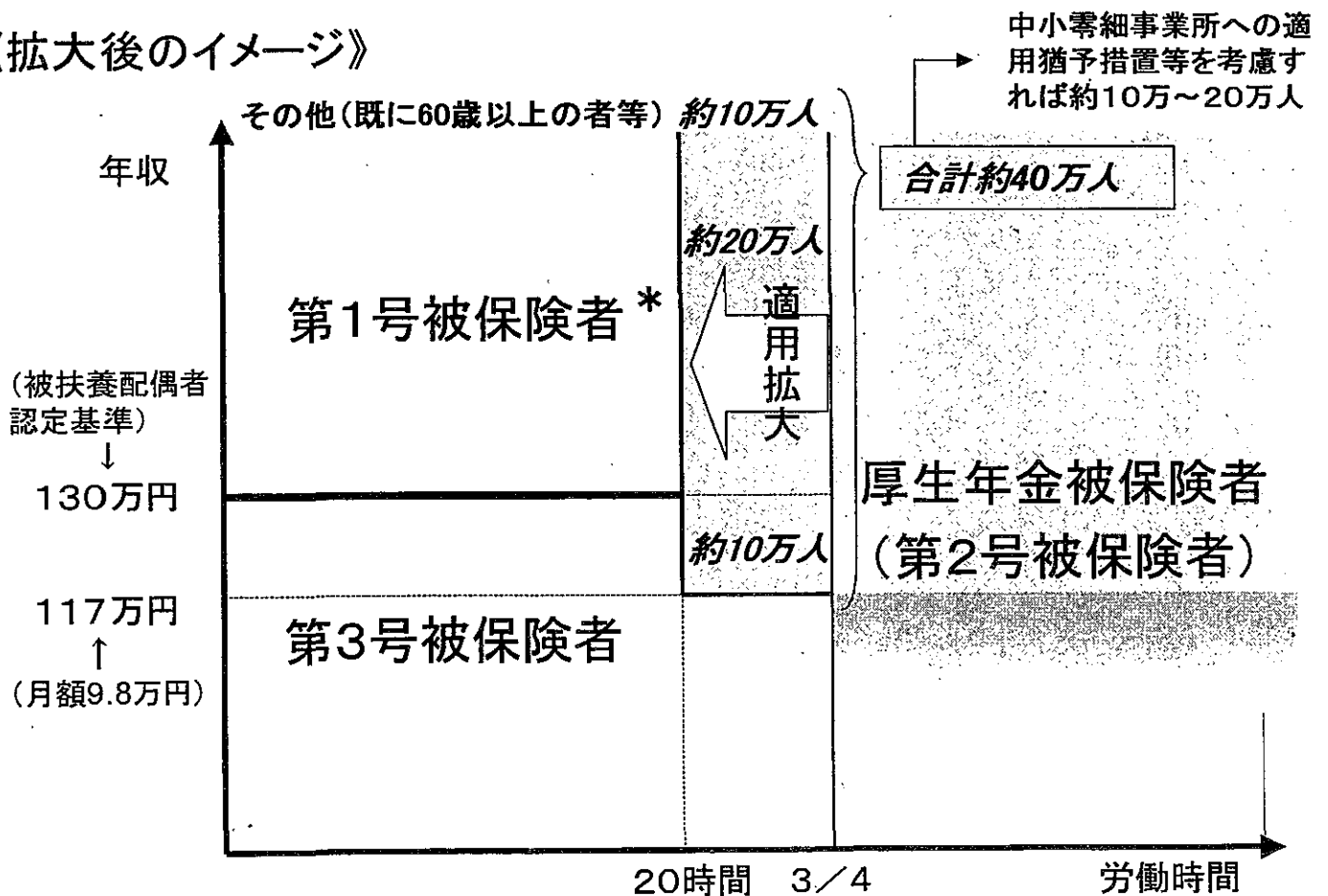
【国民年金の第3号被保険者】

※ここでいう「収入」には給与の他、資産所得等、継続して入る収入が含まれる(資産所得、事業所得等経費を要するものについては必要経費控除後)。

パート労働者に対する厚生年金の適用範囲



《拡大後のイメージ》



* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

5. 社会保険庁廃止後の年金管理組織について

社会保険事務局等から地方厚生局へ移管する業務

- 国が引き続き担う①審査請求の対応、②市町村等地域との連携支援については、厚生労働省（地方厚生局）で行う。
- また、日本年金機構法に基づいて新たに厚生労働大臣の業務とされたもの（国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可等）については、機構の職員が所属する事務所に身近な行政機関（地方厚生局）で行う。

[社会保険事務局等(平成20年10月～)]

[地方厚生局(平成22年1月～)]

社会保険事務局(47局)

■ 総務部門

■ 運営部門

■ 事務センター(47か所)

■ 社会保険事務所(312所)

【審査請求】

年金給付の処分決定に係る審査請求の対応

など

【市町村等地域との連携支援】

年金委員の委嘱、市町村の法定受託事務への指導・助言、市町村事務費交付金の交付

など

【国に代わって機構の職員が実施する事務に関する認可】

機構が行う立入調査・滞納処分の認可、滞納処分に関する国税局との調整

など

【年金記録問題への対応】

オンライン記録と紙台帳等の記録との突合せ、市町村及び企業等との連携強化

社会保険庁本庁から厚生労働省本省へ移管する業務

○ 社会保険庁の業務を仕分けし、今後、厚生労働省（本省）が担う業務は、次のとおり。

[社会保険庁本庁(平成20年10月～)] → [厚生労働省本省(平成22年1月～)]

■本 庁

総 務 部

運 営 部

■社会保険業務センター

■ 社会保険大学校

【事業実施に関する総合的な企画立案・調整】

年金記録問題への対応、国民年金保険料未納対策、障害認定基準 など

【厚生労働大臣の直轄事務】

年金給付額及び保険料の最終決定、訴訟への対応 など

【社会保険オンラインシステムの保有】

年金法令等との整合性の検証、政府の情報化への対応、予算要求・執行手続き、システム監査 など

【年金特別会計の管理】

財政、予算、契約、管財、決算 など

【日本年金機構に対する指導監督】

目標設定、実績評価、業務・会計監査 など

【その他】

情報公開、文書管理、受給者の動向等の統計、広報・広聴、外国の保険者との調整、施設の整理推進、記録突合の指導・監督 など